

## 別紙2 和解内容

1 被告町会は、原告グロービスに対し、被告町会常任理事会の議を経て、令和6年の被告町会の定時総会において、以下の各事項に関し、被告町会の会則の改正案を議案として提案することを確認する。

(1) 被告町会会員(以下「会員」という。)は、被告町会役員の改選期において、被告町会常任理事会に対し、定時総会開催の2ヵ月前までに当該会員(後記(2)の場合を含む。)を被告町会役員にする旨の定時総会の議案の提出を求めることができること(以下「立候補」という。)及び被告町会常任理事会は、適式の立候補があった場合には、当該立候補に係る議案を定時総会に提出すること

(2) 個人以外で事業を営む者(法人等の団体)が会員の場合、当該団体の役員又は従業員が当該団体の会員資格に基づき被告町会役員に立候補できること

(3) 被告町会役員の改選は、2年ごとの定時総会で行うこと

(4) 被告町会役員の解任は、総会で行うことができること

(5) 総会は原則として参集方式により開催することとし、新型コロナウイルス感染症の流行等、同方式による開催が困難であると認められる場合には、被告町会常任理事会の議を経て、書面による表決の決議方法で開催することができること

(6) 総会の議事について議事録を作成すること

2 原告らは、その余の請求を放棄する。

3 原告ら及び被告らは、原告ら各自と被告ら各自の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

4 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上